

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年御杖村条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第 13 条中「給料の月額」の次に「及び地域手当の月額の合計額」を加える。

第 15 条第 4 項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

第 16 条第 2 項第 1 号中「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 18 条第 2 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第 3 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第 4 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。